

五監公告第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年10月24日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

五泉小学校、川東小学校、橋田小学校、川東中学校

3. 監査の期間

令和7年7月31日～令和7年9月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

	監査の結果(指摘事項)	措置内容
①	川東小学校 物品購入等に伴う支払遅延が数多く見られる。支払時期は政府契約の支払遅延防止等に関する法律により定められており、支払遅延は債権者に損害を与えるだけでなく、市に対する信頼を損なう行為である。関係法令を理解し遵守するとともに、管理者等によるチェック体制を強化し、適正な会計事務処理及び再発防止に努められたい。	支払遅延防止の徹底について、今回指摘を受けた川東小学校に対し、直接指導するとともに、各学校に対し文書で通知いたしました。 学校教育課としても、学校側から物品購入に関する支払い処理の状況を随時確認するとともに、未処理や処理の遅れを把握した場合は速やかに学校に対し、指導を行うことにより、適正な事務執行に努めてまいります。
②	橋田小学校 橋田小学校の学校印について、五泉市教育委員会公印規程に則した新しい学校印が平成23年4月1日付けで備え付けられているにもかかわらず、現公印規程のひな形とは異なり、公印台帳及び備品台帳上廃止されたはずの旧学校印が10年以上処分されず、現地調査の際提出されている。公文書に誤って使用されることのないよう旧学校印を直ちに処分し、適正に公印を管理されたい。	五泉市公印規程に則って印影を削り、利用できなくした後に焼却処分しました。 併せて、適切に管理するよう学校に通知しました。